

株主の皆様へ

第153回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

●事業報告

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

●連結計算書類 連結注記表

●計算書類 個別注記表

事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」、「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.adeka.co.jp>) に掲載し、株主の皆様にご提供いたしております。

2015年6月1日

株式会社 **ADEKA**

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社の取締役会において決議した「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

① 経営理念

「潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」
「世界とともに生きる」

② ADEKAグループ行動憲章

- i) 法令の遵守と社会倫理に則った公正・透明な企業活動
- ii) 安全で高品質な商品・サービスの提供
- iii) 環境の保全
- iv) 社会からの信頼確保のための友好的かつ積極的なコミュニケーション・社会貢献活動
- v) 適切かつ公正な情報開示
- vi) 働きやすい職場環境
- vii) 反社会的勢力の排除
- viii) 健全で持続的な発展と社会への還元

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス推進組織

コンプライアンス推進委員会を設置、コンプライアンス体制の整備に努める。各部門には、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者を設置する。

② グループ・コンプライアンス規程

グループ・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進組織体制の整備、教育・啓蒙活動、内部通報制度の運用等を推進する。

③ 倫理綱領・マニュアル

「ADEKAグループ行動憲章」、「コンプライアンス行動ガイドライン」、「コンプライアンス・ケースブック」等の綱領やマニュアルを活用し法令遵守を徹底する。

- ④ コンプライアンス教育・研修
階層別研修とテーマ・法令別研修を組み合わせた教育・研修制度や、社内報等の社内メディアの活用により、全社に広くコンプライアンス意識を徹底させる。
 - ⑤ モニタリングと業務監査
 - i) 法令遵守状況やコンプライアンス意識の浸透度等の定期的モニタリング、調査
 - ii) 業務監査室によるコンプライアンスに関する内部監査結果のコンプライアンス推進委員会への報告等、コンプライアンス推進委員会と業務監査室の連携
 - iii) 委員会の活動状況とコンプライアンス上の問題に関する取締役会及び監査役への報告
 - ⑥ 内部通報制度
コンプライアンス内部通報規程に基づき、内部通報窓口によるコンプライアンス違反行為の早期発見と情報確保に努める。
 - ⑦ 内部統制システム推進組織
内部統制推進委員会（本部長）を設置し、内部統制システムの構築・整備を行う。
 - ⑧ 反社会的勢力による被害の防止及び関係遮断
反社会的勢力による被害の防止、関係の一切遮断のため、対応の所管部署を法務・広報部と定め、事案発生時の報告と対応に係るマニュアル等を整備し、警察等関係機関とも連携し、毅然と対応する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営上重要な案件は、取締役会や経営会議で意思決定を行い、議事録を関連資料とともに保存する。執行ラインに権限委譲された業務は、稟議、決裁手続きを行い、稟議書・決裁書を関連資料とともに保存する。これらの保存・管理を以下のとおり行う。
- ① 文書管理規程及び文書保存・廃棄基準に基づく書類保存
 - ② インデックス化や電子ファイルの活用による検索性の高い保存

- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
- ① 危機管理委員会の設置及び危機管理マニュアルに基づく体制整備
危機管理委員会が全社のリスクの洗い出しと評価、危機管理マニュアルの立案と、危機管理体制のチェック等を行う。
危機管理マニュアルに基づき、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、緊急事態の発生時に、被害を最小限に止める体制を取る。
 - ② 緊急対策本部の設置
有事で特に緊急度・重要度の高いケースは、危機管理マニュアルに基づき当該事項の主管部署の担当役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応する。
 - ③ リスク管理の監査
業務監査室は、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度
執行役員制度により、意思決定と業務執行の分離を図り、意思決定の迅速化と、業務執行責任の明確化を図る。
 - ② 経営会議
取締役会決議事項の事前審議または経営執行上の重要事項につき、審議迅速化、情報共有化を図る目的で、経営会議を設置し、取締役会から執行役員に権限委譲された業務執行のうち、重要案件を合議で決定する。
 - ③ 役員の任期
取締役と執行役員の経営責任を明確化し効率化を促す目的で、任期を1年とする。
 - ④ 職務権限・意思決定・業務遂行ルールの明確化
社内規程に基づき職務権限、意思決定及び業務遂行のルールを明確化し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。
 - ⑤ 予算管理制度
期初に部門ごとに数値目標の設定を行い、管理会計の手法を用いて進捗、達成状況をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 倫理綱領、コンプライアンス規程等のグループでの共有
グループ共通の行動憲章・規程を定め、グループ一体となった体制を取る。
 - ② グループ・コンプライアンス協議会
グループ・コンプライアンス協議会及び協議会メンバーを対象としたコンプライアンス研修会を定期的に開催し、意識と情報の共有化を図る。
 - ③ グループ会社の監督と監査
必要に応じグループ会社に役員を派遣し、業務の監督を行う。また、グループ会社は、当社業務監査室の定期的な内部監査を受け入れ、その報告を受ける。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人
監査役職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整え、補助使用人を置くものとする。
- (8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査の実効性を確保するための体制
- ① 取締役会等への出席及び代表取締役との定期連絡会
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との連絡会を定期的に行い、経営、コンプライアンス等に関する重要な事項等の報告を受ける。
 - ② 監査役の特権
監査役は業務監査室長から内部監査結果の報告を受け、取締役、執行役員及び使用人から重要な社内会議の資料、決裁手続きに関する資料の閲覧を求めることができる。
 - ③ コンプライアンス推進委員会からの報告
コンプライアンス推進委員会は、活動状況を随時、監査役に報告する。

(注) 上記には当事業年度の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年5月12日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであり、改定後の体制は当社ウェブサイトにおいて開示しております。

2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きが顕在化しつつあります。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けております。

上記経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR（企業の社会的責任）の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動により、当社は、社会から信頼され、真に必要とされる企業を目指しております。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっております。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指しております。

2012年度よりスタートした3カ年の中期経営計画「STEP 3000」では、「3,000億円への飛躍～領域拡大・事業強化～」をスローガンに、製品の市場競争力の向上と事業領域の拡大を強力に推進してまいりました。そして、新たな中長期ビジョン「ADEKA VISION 2025～先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業」を目指し、2015年度よりスタートした新しい3カ年の中期経営計画「STEP3000-II」では、前中期経営計画の3つの基本戦略である「コア事業を中心とした規模拡大」、「第三のコア事業の育成」、「新規事業の育成や業容・領域の拡大」を踏襲し、「売上高3,000億円のグッドカンパニー」を確実に実現させるべく、以下の諸施策を今後の最重要課題として推し進めています。

① 海外

- ・グローバルでの調達・開発・生産・販売などの仕組みをより一層強化し、世界各地に展開する海外拠点（12の国と地域22社）それぞれの競争力を高めます。特に、伸長著しいアジア市場に対しては、マーケティング機能の強化と現地ニーズに合致した製品の開発に取り組んでまいります。

② 技術

- ・基盤・コア技術の深耕により、さらなる研究開発力の強化・充実を図り、世界で通用する新製品の開発を推進してまいります。特に、新規事業創出において注力する分野を「ライフサイエンス」と「環境・エネルギー」とし、業容の拡大を図ってまいります。

③ 人財

- ・最大の経営資源である人財を強化・育成することを最重要課題と捉え、グローバル人財、高度な専門性を持った人財の育成と拡充を図り、ビジョン実現に向けた組織・人財戦略を推進してまいります。

以上の施策を推進していくにあたり、健全で透明性が高く、安定した経営活動の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めてまいります。

コーポレートガバナンスの強化のため、当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離を図っております。職務執行の責任を明確化するため、取締役と執行役員の任期は1年としております。「取

締役員」は月1回の定時取締役会と、臨時取締役会を随時開催し、月に数回行われる「経営会議」による審議と合わせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っております。経営会議は、常勤取締役と当該議題に直接関与する執行役員で構成し、取締役会の方針に基づく経営執行上の重要事項の審議の迅速化を図っております。

取締役の員数は、近年スリム化を進めた結果、現在は10名となっております、そのうち1名を社外取締役としております。また、監査役については、5名の監査役のうち3名を社外監査役としております。なお、当社は社外役員全員について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員は、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるよう必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが求められております。

さらに、当社は、大規模買付者の出現時に本プランに基づき当社取締役会が行う意思決定手続の透明性・客観性を確保することを目的として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しております。独立委員会は、大規模買付者の出現時には、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、客観的・独立的な立場で取締役会に対し勧告・提案を行います。また、平時においても独立委員会は年2回開催され、これを通じて、当社は独立委員に対して当社の経営に関する情報を継続的に提供し、また、独立委員会から当社に対して客観的・独立的な立場からのご意見・ご助言をいただくことで、当社が、常に適切な経営判断を行える環境を整えております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年5月24日開催の当社取締役会で当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入の決議を行い、同年6月22日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、2010年5月24日開催の当社取締役会において、かかる対応方針に所要の変更を行った上で継続することを決議し、同年6月22日開催の当社第148回定時株主総会にてご承認をいただきました（以下、「旧プラン」といいます）。そして、2013年5月20日の当社取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で継続することを決議し（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）、同年6月21日開催の当社第151回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、効力を生じました。

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為への対応、本プランの適正な運用を担保するための手続等を定めたものであり、概要は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者が事前に必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提供すること
- ② 大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ、当該大規模買付行為を開始できること
- ③ 大規模買付者がルールを遵守しない場合や、ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうような一定の場合には、対抗措置を講ずることがあること
- ④ 対抗措置発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、経営陣から独立した社外取締役、社外監査役並びに社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会を設置し、取締役会の判断及び決定にあたり、独立委員会の意見を最大限尊重すること

なお、本プランの有効期間は、2016年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。本プランの詳細については、2013年5月20日付でプレスリリースを公表しておりますので、詳細はそちらをご覧ください（<http://www.adeka.co.jp/ir/library/pdf/130520dai.pdf>）。

- (4) 上記(2)及び(3)記載の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断した理由

上記(2)記載の当社の経営計画、コーポレートガバナンスの強化策等は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

また、上記(3)記載の本プランは、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、合理的な内容となっております。

① 企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることにより、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

② 事前開示と株主意思の重視

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために本プランを事前開示するとともに、本プランにつき、2013年6月21日開催の当社定時株主総会においてご承認をいただいております。買収防衛策の導入につき株主の皆様のご意思を反映させていただいております。また、本プランの有効期間満了前でも、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思に係らしめられています。なお、本プランの廃止が決議された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い、適時適切に開示します。

③ 独立委員会の設置と、外部専門家の意見の取得による客観性・合理性の担保

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

また対抗措置の発動に際し、必要に応じて取締役会は、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。

これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

上記のとおり、本プランの導入は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値、株主の皆様共同の利益に合致し、また、当社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

ADEKAケミカルサプライ(株)、ADEKAクリーンエイド(株)、ADEKA総合設備(株)、ADEKA食品販売(株)、オキシラン化学(株)、AMFINE CHEMICAL CORP.、長江化学股份有限公司、ADEKA KOREA CORP.、ADEKA Europe GmbH.、艾迪科(上海)貿易有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)東京環境測定センター、ADEKA USA CORP.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

日本農薬(株)、(株)コープクリーン

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)東京環境測定センター、ADEKA USA CORP.、関東珪曹硝子(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社14社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月31日の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

<その他有価証券>

時価のあるもの……………株式会社については、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………3～60年

機械装置及び運搬具……………3～15年

その他有形固定資産……………3～20年

② 無形固定資産（リース資産は除く）

ソフトウェア（自社利用）……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他無形固定資産……………定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年及び17年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年及び17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、6年間の均等償却を行っております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が114百万円増加し、利益剰余金が74百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益、並びに1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	882百万円
土地	980 〃
合計	<u>1,862 〃</u>

(2) 担保に係る債務

1年内長期借入金	310 〃
長期借入金	1,591 〃
合計	<u>1,902 〃</u>

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額 154,436百万円

3. 売上債権の流動化

売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行っております。

手形債権流動化取引による買戻し義務 331百万円

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△4,895百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

場所	用途	種類	内容
茨城県神栖市	遊休資産	土地、建物等	寮
大阪府箕面市	遊休資産	土地、建物等	社宅

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

上記の資産については廃止の意思決定を行い、その跡地については将来事業の用に供さない見込みであるため、減損損失を認識するものであります。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	38百万円
土地	89 〃
その他	0 〃
合計	<u>128 〃</u>

上記の内訳は、茨城県神栖市77百万円、大阪府箕面市51百万円であります。

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは事業資産については管理会計上の区分（工場別・セグメント別）に基づきグルーピングを行い、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として、不動産鑑定評価額またはそれに準ずる方法により算定しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式数				
普通株式	103,651,442	－	－	103,651,442
合計	103,651,442	－	－	103,651,442
自己株式数				
普通株式（注）	364,263	702	－	364,965
合計	364,263	702	－	364,965

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加及び持分法適用会社の持分変動によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,138	11	2014年3月31日	2014年6月23日
2014年11月5日 取締役会	普通株式	1,241	12	2014年9月30日	2014年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,448	利益剰余金	14	2015年3月31日	2015年6月22日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金・債券等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売債権基準及び与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金については、固定金利による借入を実施することにより、金利変動リスクを回避することとしておりますが、一部の変動金利を採用した長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

外貨建の債権・債務の一部については、為替変動リスクを低減化することを目的として、販売額及び購入額の範囲内で為替予約を行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	40,625	40,625	—
(2) 受取手形及び売掛金	44,881	44,881	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,063	22,063	—
子会社株式及び関連会社株式	12,530	19,464	6,933
(4) 支払手形及び買掛金	34,407	34,407	—
(5) 短期借入金	17,585	17,585	—
(6) 長期借入金	14,458	14,583	124
(7) デリバティブ取引（*）	△9	△9	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は合理的に算定された価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっており、金利スワップ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区	分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非	上 場 株 式	5,267

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,519円46銭
2. 1株当たり当期純利益 112円 5銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当する事項はありません。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のあるもの……………株式については、事業年度末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 原料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法
上記以外の有形固定資産……………定率法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～60年
機械装置	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ソフトウェア（自社利用）……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が114百万円増加し、利益剰余金が74百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益、並びに1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	127,542百万円
2. 偶発債務	
(1) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証	2,606百万円
子会社の手形債権流動化取引に伴う債務保証	65 〃
(2) 売上債権の流動化	
売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行っております。	
手形債権流動化取引による買戻し義務	265百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	11,248百万円
長期金銭債権	4,863 〃
短期金銭債務	7,354 〃
4. 土地再評価法の適用	
「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。	
・再評価を行った年月日	2002年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,895百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

売上高	40,364百万円
仕入高	23,819 〃
営業取引以外の取引高	1,633 〃

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

場所	用途	種類	内容
茨城県神栖市	遊休資産	土地、建物等	寮
大阪府箕面市	遊休資産	土地、建物等	社宅

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

上記の資産については廃止の意思決定を行い、その跡地については将来事業の用に供さない見込みであるため、減損損失を認識するものであります。

(3) 減損損失の金額

建物	31百万円
構築物	7 〃
工具、器具及び備品	0 〃
土地	89 〃
合計	128 〃

上記の内訳は、茨城県神栖市77百万円、大阪府箕面市51百万円であります。

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は事業資産については管理会計上の区分（工場別・セグメント別）に基づきグルーピングを行い、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として、不動産鑑定評価額またはそれに準ずる方法により算定しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	173,218	696	—	173,914
合計	173,218	696	—	173,914

(注) 自己株式の増加数の内訳

単元未満株式の買取による増加

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	3,018百万円
固定資産減損損失否認	965 〃
関係会社株式評価損否認	653 〃
賞与引当金	518 〃
貸倒引当金損金算入限度超過額	436 〃
株式評価損否認	229 〃
未払事業税	153 〃
たな棚資産評価損否認	100 〃
その他	542 〃
繰延税金資産小計	6,614 〃
評価性引当額	△1,510 〃
繰延税金資産合計	5,104 〃

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	47 〃
その他有価証券評価差額金	2,732 〃
その他	1 〃
繰延税金負債合計	2,781 〃
繰延税金資産の純額	2,323 〃

再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	3,605 〃

2. 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（2015年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（2015年法律第2号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなり、これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

2015年4月1日から2016年3月31日 32.7%

2016年4月1日以降 31.9%

この税率の変更により、当事業年度末における一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の差額は205百万円であり、法人税等調整額（借方）が487百万円増加し、その他有価証券評価差額金が282百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が373百万円減少したことにより、同額を土地再評価差額金に振り替えたため、土地再評価差額金が373百万円増加しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注3)	科目	期末残高 (百万円) (注3)
子会社	ADEKAケミカルサプライ(株)	所有 直接 94.43 間接 3.61	当社製品を販売	化学品製品を 販売(注1)	8,845	売掛金	3,316
	ADEKA 総合設備(株)	所有 直接 100.00	設備等を購入	設備等を購入 (注2)	9,260	未払金 買掛金 未払費用	2,760 139 38

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 設備等の購入については、複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,218円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 72円12銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当する事項はありません。

以 上